# 產業雇用安定助成金

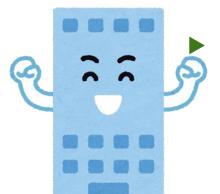
令和3年7月28日(水) 沖縄労働局職業安定部職業対策課

# 制度の概要

# 産業雇用安定助成金 とは…

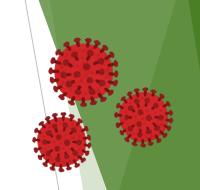
▶ <u>新型コロナウィルス感染症に伴う経済上の理由により、</u>事業活動の一時的な縮小 を余儀なくされた事業主が、「出向」により、労働者の雇用を維持する場合に、

### 出向元と出向先の双方の事業主を対象とする助成金



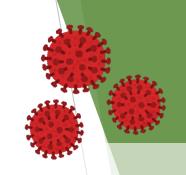
#### 制度の対象となる出向とは…

労働者が事業所の従業員たる地位を保有しつつ、出向元事業所から出向先事業所において勤務する、いわゆる「**在籍出向」**が対象となります。





### 対象となる事業主



### ▶ 出向元事業主

### 1. 生産指標の減少

● 生産量(額)・販売量(額)・売上高などの「生産指標」が<u>最近1か月間</u>の値が前年同期に比べ<u>5%以上減少</u>している

#### 【原則】

- ●「出向実施計画届」の提出日の属する月の前月の実績と前年同月の実績とを比較
  - ※雇用保険適用事業所であり、かつ、雇用保険被保険者を雇用していること



### 対象となる事業主

#### ▶ 出向先事業主

#### 1. <u>事業主都合</u>の離職がないこと

出向労働者を受け入れる際に事業主都合による離職がないこと(喪失原因3に該当しない) 出向期間開始日の前日から起算して6か月前の日から支給申請を行う支給対象期について確認する

#### 2. 雇用指標

雇用保険被保険者数と派遣労働者の人数の合計による<u>雇用指標</u>の最近3か月の月平均値が前年同期に比べ5%を超え、かつ6名以上(中小企業事業主の場合は10%を超えかつ4名以上)減少していないこと ※やむを得ない事由のある場合はご相談ください

#### 【原則】最近3か月とは?

- ●計画届の提出日の属する月の前月から前々々月の3か月平均と、前年同期との比較により行う
- ※雇用保険適用事業所であり、かつ、雇用保険被保険者を雇用していること

# 対象労働者

▶ 対象となる労働者

● 出向前6か月以上、出向元事業所において

雇用保険の被保険者である必要があります。



# 対象となる事業主

#### ▶ 出向元事業主・出向先事業主共通

- 1. 独立性
  - 資本的、経済的・組織的関連性などからみて独立性が認められること ※この他、独立性について疑義が生じる場合には総合的に判断します グループ企業であっても該当することがあります。

#### 2. 併給調整等

同一の賃金、経費について他の助成金を受給している場合は本助成金の対象外となります

#### 下記の場合も本助成金の対象外となります

- ・出向元事業所について、産業雇用安定助成金の申請対象期間に、他出向の出向先を兼ねそれに基づく助成金 を申請していないこと
- ・出向先事業所について、産業雇用安定助成金の申請対象期間に、他出向の出向元を兼ねそれに基づく助成金 を申請していないこと

# 支給対象となる「出向」

▶ 出向の目的

「新型コロナウィルス感染症に伴う経済上の理由」により「事業活動の縮小」を余儀なくされた(出向元)事業主が雇用の維持を図るため







### 支給対象となる「出向」

#### ▶ 出向協定

● 労働組合等との<u>書面</u>による「出向協定」があらかじめなされていること

#### ▶ 出向に係る本人同意

● 「産業雇用安定助成金 出向に係る本人同意書」により、本人の同意を得たものであること

#### ▶ 出向契約

● 出向元事業主と出向先事業主とで<u>文書</u>による「出向契約」が締結されていること

※それぞれ、助成金の対象として適正であると確認するために必要な事項があります。 詳細はガイドブックをご参照ください



### 支給対象となる「出向」

### 【部分出向についての留意事項】

同じ月に出向元と出向先と両方に勤務する、部分出向も可能です。

ただし当助成金を受給するにあたっては下記にご注意ください。

出向先事業所で勤務を行う日と同一日に出向元事業所において勤務を行わないこと

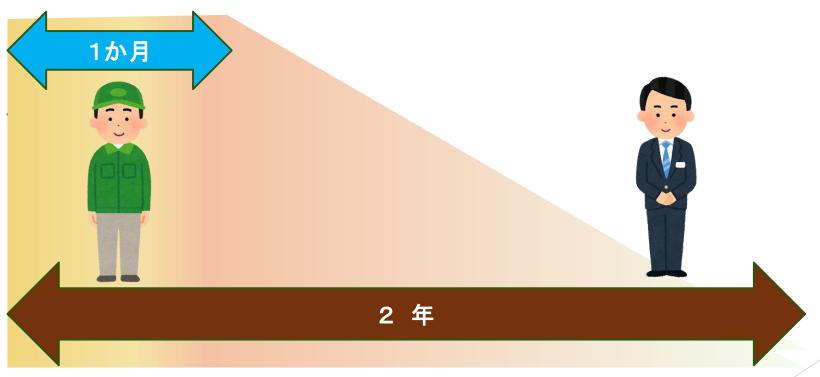
出向期間中における1か月ごとの出向先事業所で勤務する予定日数が、出向元事業所において出向を行う前の原則1か月の所定労働日数の半分以上であること



# 出向の期間

### ▶ 出向の期間

● 出向先事業所における各労働者の出向期間は「<u>1か月以上2年以内</u>」



- ・ 終了後、出向元事業所に復帰すること
- ・ 同一の出向労働者について、同一の出向期間内に異なる出向先事業所へ出向しないこと

▶ 一の事業主に雇用された同一の労働者に対する助成金に対する助成金の支給 は原則12か月(365日)が限度です





- ◆ 産業雇用安定助成金の支給額は、出向運営経費及び出向初期経費の合計となります
- ▶ 出向運営経費とは
  - 出向期間中において負担する出向に要した経費例えば、出向先が負担した教育訓練費用など
  - 及び出向労働者に賃金として支払った(負担した)額



#### 【助成額の上限】

1日あたり 12,000円



【助成率】 ※出向元事業主について要件を確認しますが、助成率は出向元・出向先双方に影響します。

• 出向元事業所が解雇等を行っている場合(雇用維持要件を満たしていない場合)

中小企業 : 4/5 中小企業以外 : 2/3

● 出向元事業主が解雇等を行わず雇用維持を行う場合(雇用維持要件を満たしている場合)

中小企業 : 9/10 中小企業以外 : 3/4

#### 出向元における【雇用維持要件】とは・・・

- 1.支給対象期の末日において、出向元事業主に雇用されている労働者(雇用保険被保険者)及び受け 入れている派遣労働者の数が、**対象期間の初日の前日の属する月から遡った6か月間の各月末の事** 業所労働者数の平均の4/5以上であること。
- 2. 対象期間の初日の前日から起算して6か月前から当該支給対象期の末日まで(以下「比較期間」という。)に実質的な解雇を行わないこと及び、派遣労働者を受け入れている場合は期間満了前の契約解除を行わないこと

#### ▶ 出向初期経費とは

出向期間の初日までに、次のいずれかの経費を要する措置を行った出向元事業主または出向先事業主に対して支給される経費

※一事業主の雇用する一労働者につき一回限り対象

#### 例えば・・・

- 出向元事業所および出向先事業所の負担する職場見学、業務説明会の実施に要する経費
- 出向元事業所および出向先事業所の就業規則等の整備・改正、出向契約書の作成・締結に要する経費
- 出向元事業所と出向先事業所における教育訓練に要する経費(出向初日まで)



### ▶出向初期経費

● 出向労働者1人あたり出向元事業主と出向先事業主にそれぞれ定額<u>10万円</u>を支給

#### [助成額加算要件]

下記の要件に該当する出向元事業主または出向先事業主には上記に5万円加算されます

#### 【出向元事業所の申請する初期経費】 下記のいずれかに該当

- 右表の大分類の業種に該当
- 生産指標の最近3か月間の月平均値が 前年同期に比べ20%以上減少している 事業所の事業主

#### 【出向先事業所の申請する初期経費】

● 出向先事業所が出向元事業所と異なる大分類の 業種である場合



生活関連サービス業、娯楽業(大分類N)

宿泊業、飲食サービス業(大分類M)

運輸業、郵便業(大分類H)



### 参考:助成額(イメージ)

- ▶ 出向期間中の賃金日額と出向元での直近の賃金日額のいずれか低い方の額 9,000円
- ▶ 出向期間中の出向運営経費

出向元賃金負担 3,600円、出向先賃金負担 5,400円、 出向先で教育訓練および労務管理に関する調整経費など 3,000円

- ※ 出向元・先ともに中小企業事業主
- ※ 出向元事業主が労働者の解雇などを行っていない
- ※ 実際に支払われる助成額は、端数処理などにより異なる場合があります。

出向運営経費(出向元賃金負担)		出向運営経費 8,400円	
3,600円		(出向先賃金負担 5,400円、教育訓練及び労務管理に 関する調整経費など 3,000円)	
9/10 <b>3,240円</b>	実質負担 1/10 360円	9/10 <b>7,560円</b>	実質負担 1/10 840円

一度の出向で、現行の雇用調整助成金(出向)による出向元への助成措置にも該当する場合があります。 この場合には**いずれか一方の助成金のみ**が申請可能です。

# 受給までの流れ

出向元事業主と出向先事業主との契約 労働組合などとの協定 出向予定者の同意

出向計画届提出・要件の確認 ※

出向の実施

支給申請・助成金受給

※出向元事業主と出向先事業主が出向計画届を作成し、 対象期間初日の前日までに労働局へ出向元事業主が提出。 ただし、不備等に備え二週間以上前の提出を推奨しています。

